

鳴子川水系河川整備計画 (案)

河川整備計画（案）の記載について

- : 全水系での共通する文章
- : 懇談会・住民説明会の指摘を踏まえ修正した箇所
- : 環境調査を踏まえ修正した箇所

平成 27 年 3 月

宮 崎 県

鳴子川水系河川整備計画（案）

目 次

1. 鳴子川の概要	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.2 治水の沿革	12
1.3 利水の沿革	12
2. 鳴子川の現状と課題	13
2.1 治水の現状と課題	13
2.2 利水、利用及び河川環境の現状と課題	14
3. 河川整備の目標に関する事項	16
3.1 河川整備計画における基本理念	16
3.2 河川整備計画の対象区間	17
3.3 河川整備計画の対象期間	18
3.4 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	18
3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	19
3.6 河川環境の整備と保全に関する事項	19
4. 河川整備の実施に関する事項	20
4.1 河川整備の実施に関する考え方	20
4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要	21
4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	24
5. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	26
5.1 河川情報の提供に関する事項	26
5.2 地域や関係機関との連携等に関する事項	26

1. 鳴子川の概要

1.1 流域及び河川の概要

(1) 流域及び河川の概要

鳴子川は、その源を宮崎県東臼杵郡門川町の唐松山に発し、中山川等の支川を合わせ、門川町尾末において日向灘に注ぐ幹線流路延長 7.3km、流域面積 15.7km² の二級河川です。

鳴子川流域は、宮崎県北部の延岡・日向都市圏に属しています。

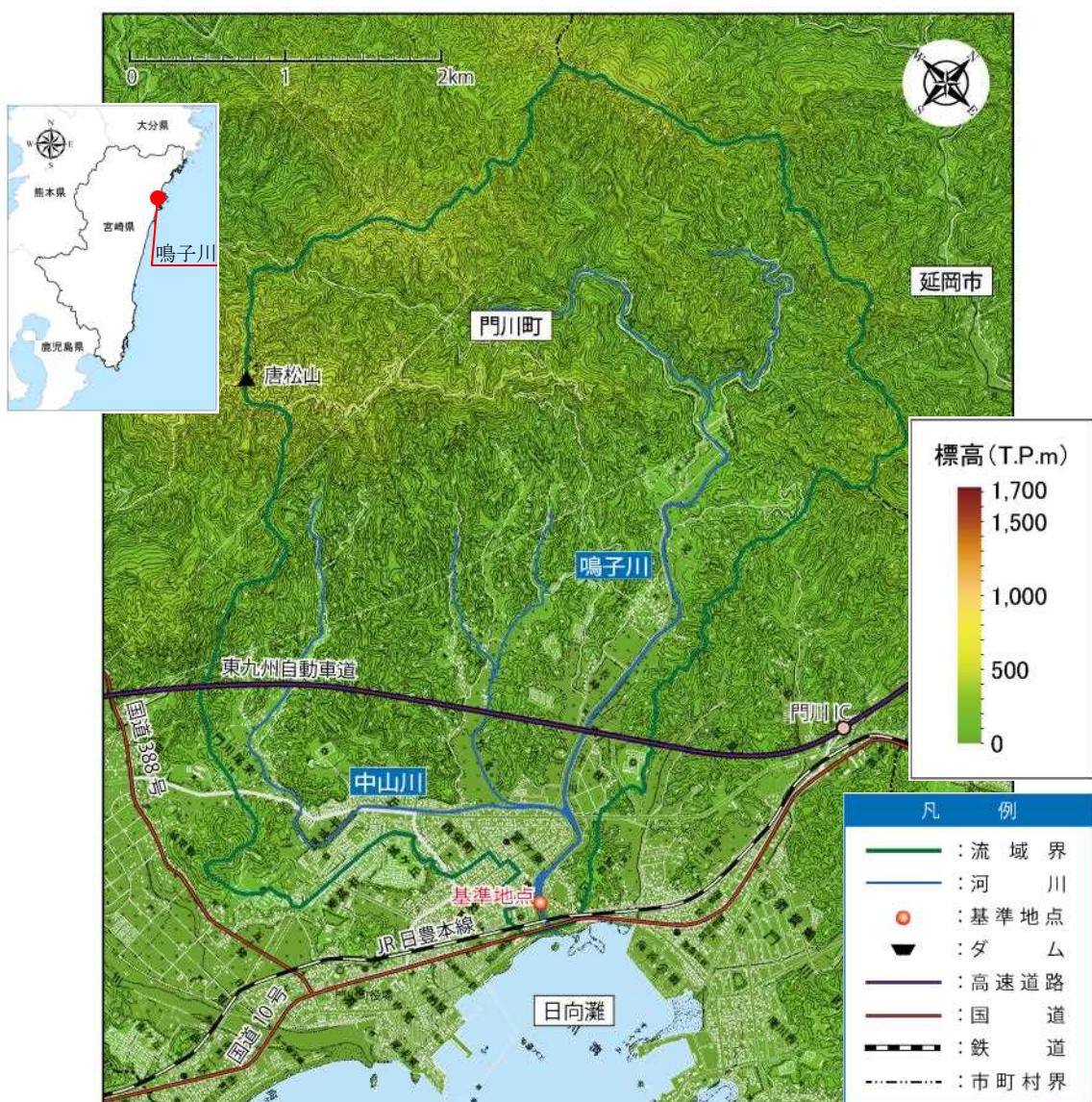


図 1-1 鳴子川水系流域図

(2) 気候

流域の気候は、南海型気候区に属し温暖多雨な気候帶にあります。日向観測所では、年間平均気温は約 16.7°C、年間降水量は約 2,700mm を記録し、降雨の大部分は台風期及び梅雨期に集中しています。

(3) 地形・地質

鳴子川の上流域は、標高 200～400m の山地から構成されており、中流域は河川沿いに狭小な低地部が形成され、下流域は平地が広がっています。

地質は、上～中流域は四万十帯古第三紀の砂岩や泥岩の基質中に岩塊が混じる乱雜層で形成され、下流域は完新世の礫・砂・シルト・粘土で覆われています。

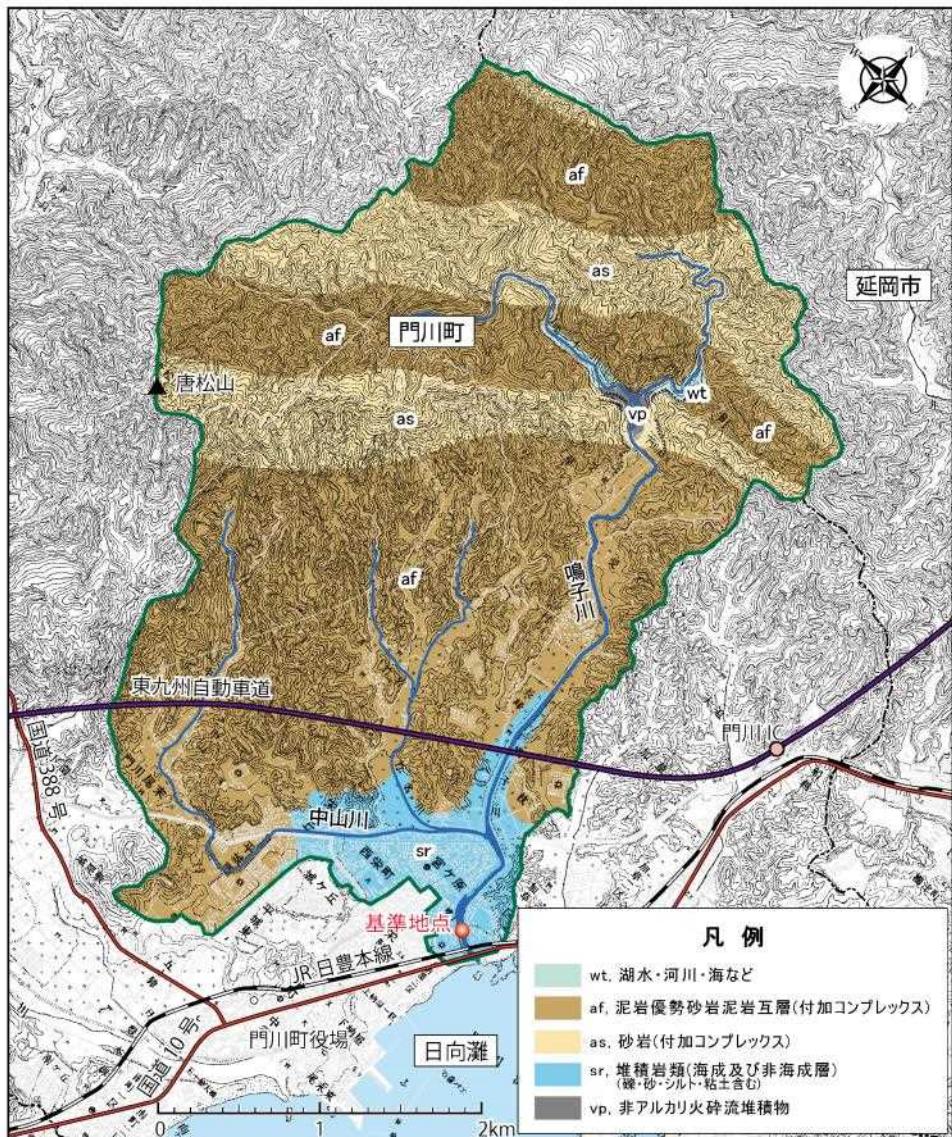


図 1-2 流域の地質図

※産総研地質調査総合センター 20万分の1日本シームレス地質図 (<https://gbank.gsj.jp/seamless/>)

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 - 改変禁止

(4) 人口・産業・土地利用

鳴子川流域の人口は、平成 22 年の統計で約 7,200 人です。流域が属する門川町は、古くから漁港の町として栄えてきました。北は延岡市と、南は日向市に隣接しており、物流・交流の拠点としての役割を担っています。今後、東九州自動車道の全面開通により一層その役割が大きくなると期待されています。このような中、門川町は、近代化と環境保護の共存をテーマに「人にやさしい自然にやさしい町づくり」に取り組んでいます。

(5) 歴史・文化

門川町には、門川神楽や尾末だんじりなどの伝統文化が今に継承されています。

鳴子川の河口付近に位置する国道 10 号鳴子橋の約 200m 上流の中州には、水神様が祀られています。その昔、鳴子川から毎晩、赤ん坊の泣き声が聞こえていたため、中州に水神様を祀ったところ泣き声がなくなったとの伝説が残されています。これが「鳴子川」の由来とされています。



鳴子川の水神様 (0k350)



鳴子大橋のモニュメント（鳴子川の由来をモチーフ）(0k000)



薬師如来像と12神将像

「門川町 町勢要覧」

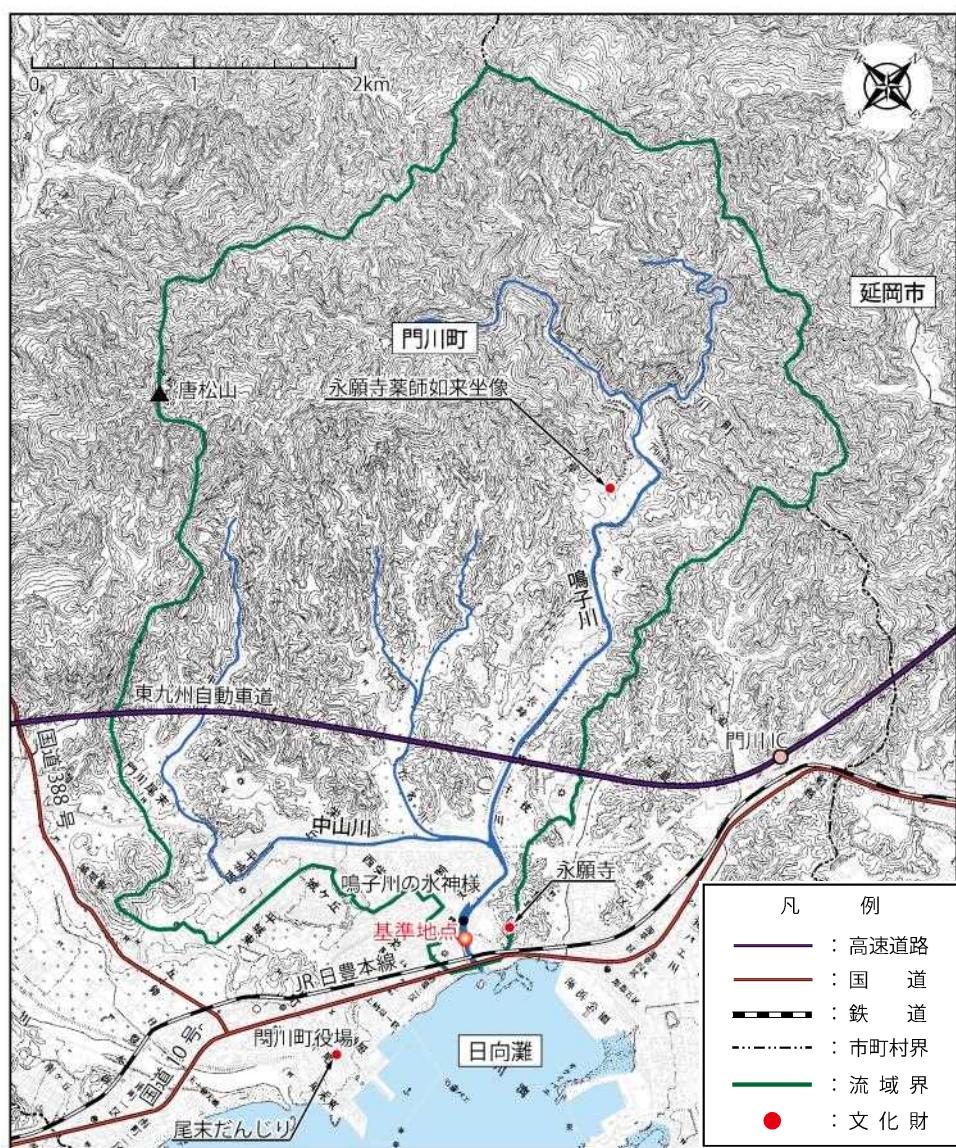


図 1-3 鳴子川流域の文化財など

(6) 自然環境

鳴子川の上流から中流部は、河床勾配 $1/45 \sim 1/300$ 、川幅 $10 \sim 50m$ 程度で、標高 $428m$ の唐松山から山麓地や谷あいの平地部を経て、門川町の市街地近郊へと流れています。山麓地の河川沿いにはシイ・カシ萌芽林やスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布し、平地部では水田や住宅地が立地しています。河川内にはミヅソバーツルヨシ群落等が分布しています。

下流部は、河床勾配 $1/700$ 、川幅 $50 \sim 70m$ 程度で、門川町の市街地を流れ、門川湾に注いでいます。河川内にはヨシ群落やチガヤ群落が分布し、堤防沿いにはクズ群落やシバ群落のほかセンダン群落等が見られ、タイワンスゲ（環境省レッドリスト 絶滅危惧II類）も生育しています。さらに、特定外来生物のオオキンケイギクの侵入が確認されています。水域では、クロダイやキチヌ、ヒメハゼ等の魚類、ウミニナ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧IB類）やカニノテムシロ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧IA類）、シオヤガイ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト 絶滅危惧IA類）等の貝類、ミナミテナガエビやマキトラノオガニ（宮崎県レッドリスト 絶滅危惧IB類）、ヒメヤマトオサガニ（宮崎県レッドリスト 絶滅危惧IB類）等の甲殻類が生息しています。陸域では、コサギやイソヒヨドリ等の鳥類が生息しており、さらにカワウ等の水鳥も見られます。冬季にはマガモやヒドリガモ等のカモ類が越冬地として利用しています。

鳴子川の河口域では、水際が護岸で固められ河床も比較的平坦となっていますが、干潟や砂礫地等が形成され、底質も砂・礫等様々な材料で構成された環境にあり、多様な底生動物相をはじめ豊かな生物相を育んでいます。



鳴子川河口域の現況（0k350）

表 1-1 鳴子川流域で確認された希少種

分類	目名	科名	種名	指定内容	備考
魚類	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	環境省:絶滅危惧 I B類	現地確認
	スズキ目	マツダイ科	セダカダイミョウサギ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		ハゼ科	チワラスボ	環境省:絶滅危惧 I B類	現地確認
			ヒモハゼ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
			クボハゼ	環境省:絶滅危惧 I B類, 宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
底生動物	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ツボミ	環境省:準絶滅危惧	現地確認
	古腹足目	ニシキウズガイ科	イボキサゴ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
	盤足目	ウミニナ科	ウミニナ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 I B類	現地確認
		フトヘナタリ科	フトヘナタリ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
			カワアイ	環境省:絶滅危惧 II類, 宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		サザナミツボ科	サザナミツボ	環境省:準絶滅危惧	現地確認
		カワザンショウガイ科	ツブカワザンショウ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
		ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ(ウミゴマツボ)	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
	翼舌目	イトカケガイ科	クレハガイ	環境省:準絶滅危惧	現地確認
	新腹足目	ムシロガイ科	カニノテムシロ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 I A類	現地確認
	頭楯目	スイフガイ科	コメツヅララ	環境省:絶滅危惧 II類	現地確認
	マルスダレガイ目	ニッコウガイ科	テリザクラ	環境省:絶滅危惧 II類	現地確認
		シオサザナミ科	ハザクラ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
		マルスダレガイ科	シオヤガイ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:絶滅危惧 I A類	現地確認
			アサリ	宮崎県:情報不足	現地確認
	ウミタケガイモドキ目	オキナガイ科	ソトオリガイ	宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
	エビ目	コブシガニ科	マメコブシガニ	宮崎県:絶滅危惧 II類	現地確認
		ケブカガニ科	マキトラノオガニ	宮崎県:絶滅危惧 I B類	現地確認
		オサガニ科	ヒメヤマトオサガニ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		スナガニ科	ハクセンシオマネキ	環境省:絶滅危惧 II類, 宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		ベンケイガニ科	アカテガニ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		モクズガニ科	トリウミアカソモドキ	宮崎県:絶滅危惧 I B類	現地確認
鳥類	タカ目	タカ科	ミサゴ	環境省:準絶滅危惧, 宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
植物	単子葉植物	アマモ科	コアマモ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		カヤツリグサ科	タイワنسゲ	環境省:絶滅危惧 II類	現地確認

注 1) 分類の配列、種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(平成 24 年度版)」(水情報国土データ管理センター、2012 年公表)に準じた。

注 2) 備考欄の「現地確認」は平成 26 年度環境調査で確認されたもの。「文献」は既存文献に記載されていたもの。

注 3) 文献に記載されていた動植物のうちその生息・生育場が河川と係りの薄い種は記載していない。

■重要種選定基準及びカテゴリー区分

- ・天然記念物(「文化財保護法」(1950 年)または「文化財保護条例」(1976 年)に基づく天然記念物)

　国天然:天然記念物　国特天:特別天然記念物　県天然:県天然記念物

- ・種の保存法(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(1993 年)に基づく国内希少野生動植物種)

　国内:国内希少野生動植物種　国際(渡):国際希少野生動植物種

- ・環境省第 4 次レッドリスト(「報道発表資料 第4次レッドリストの公表について(お知らせ)」)(2012 年)

　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、

　NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

- ・「国立・国定公園特別地域内指定植物図鑑 南近畿・南四国・九州編」(1985 年、環境庁)「日豊海岸」

- ・宮崎県の保護上重要な野生生物 改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010 年度版(2011 年)の掲載種

　EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、

　LP:地域個体群、OT:その他保護上重要な種

- ・宮崎県野生動植物保護条例(「宮崎県野生動植物の保護に関する条例第 11 条」(2006 年 3 月、宮崎県)の指定希少野生動植物)



イソヒヨドリ



ヒドリガモ



ヒメヤマトオサガイ

(宮崎県：準絶滅危惧)



シオヤガイ

(環境省：準絶滅危惧,

宮崎県：絶滅危惧 IA 類)

(7) 河川景観及び河川利用

鳴子川の上中流は、農耕地と里山が点在する山郷の景観をなし、下流の中山川を合流する辺りから川幅が広くなり、ゆったりと流れ沿川は住宅が分布する開けた河川景観となっています。

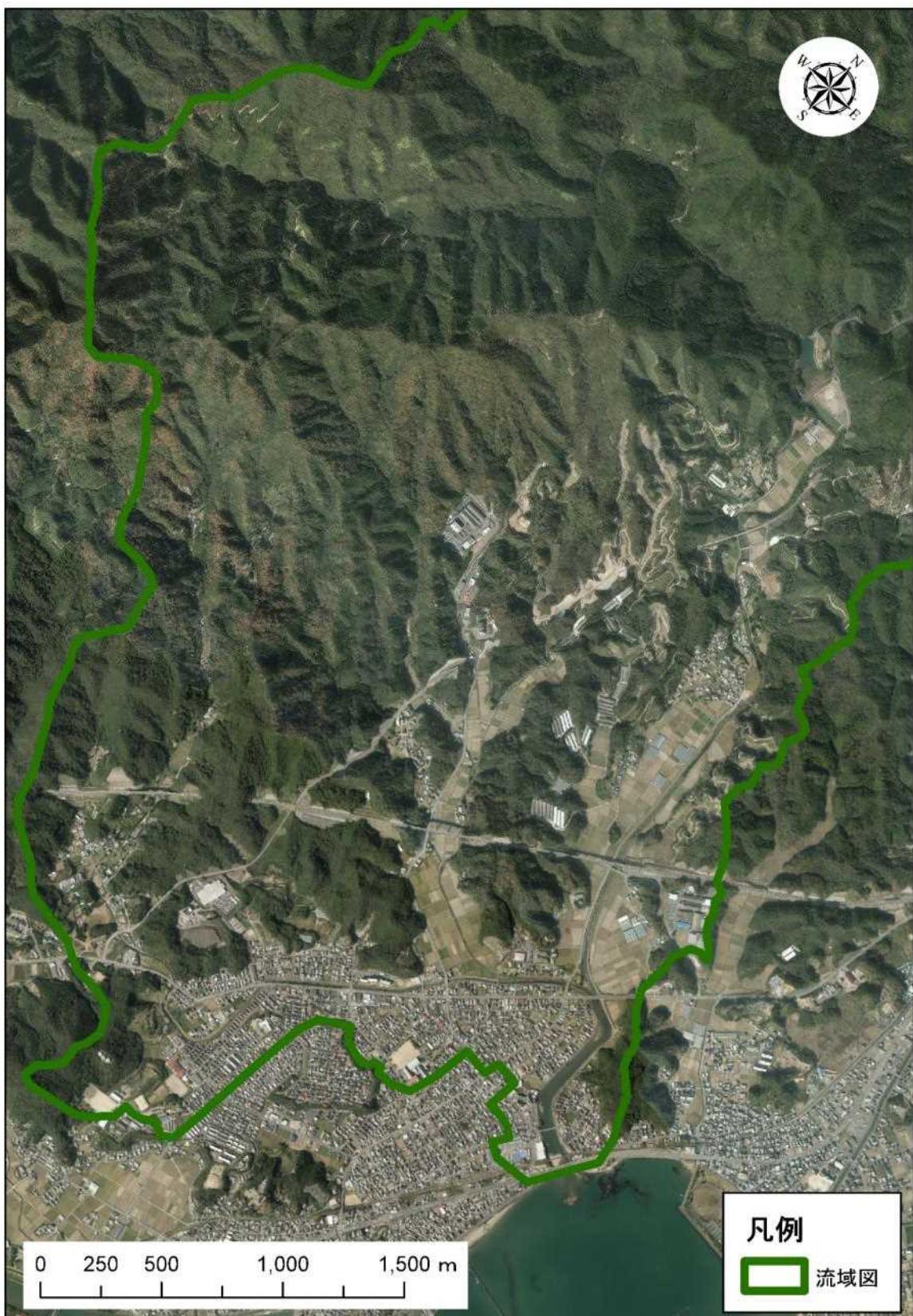
また、河口部は、干潟やヨシ原の形成など、開放的な河川景観となっており、自然石護岸や階段護岸が整備され、散策等に利用されています。「鳴子川」の由来とされている水神様が祀られている中州も河口部の特徴的な景観の一つとなっています。



鳴子橋（0k150）より上流を望む



鳴子橋（0k150）より下流を望む



鳴子川航空写真（平成 25 年撮影）

(8) 水質

鳴子川の水質は、鳴子橋においてBOD75%値は、1~2mg/L程度と低い値で推移し環境基準値（A類型）を満足しており、良好な状態を維持しています。

現在、門川町では、合併処理浄化槽の設置が進められており、より水質が改善されるものと考えられます。

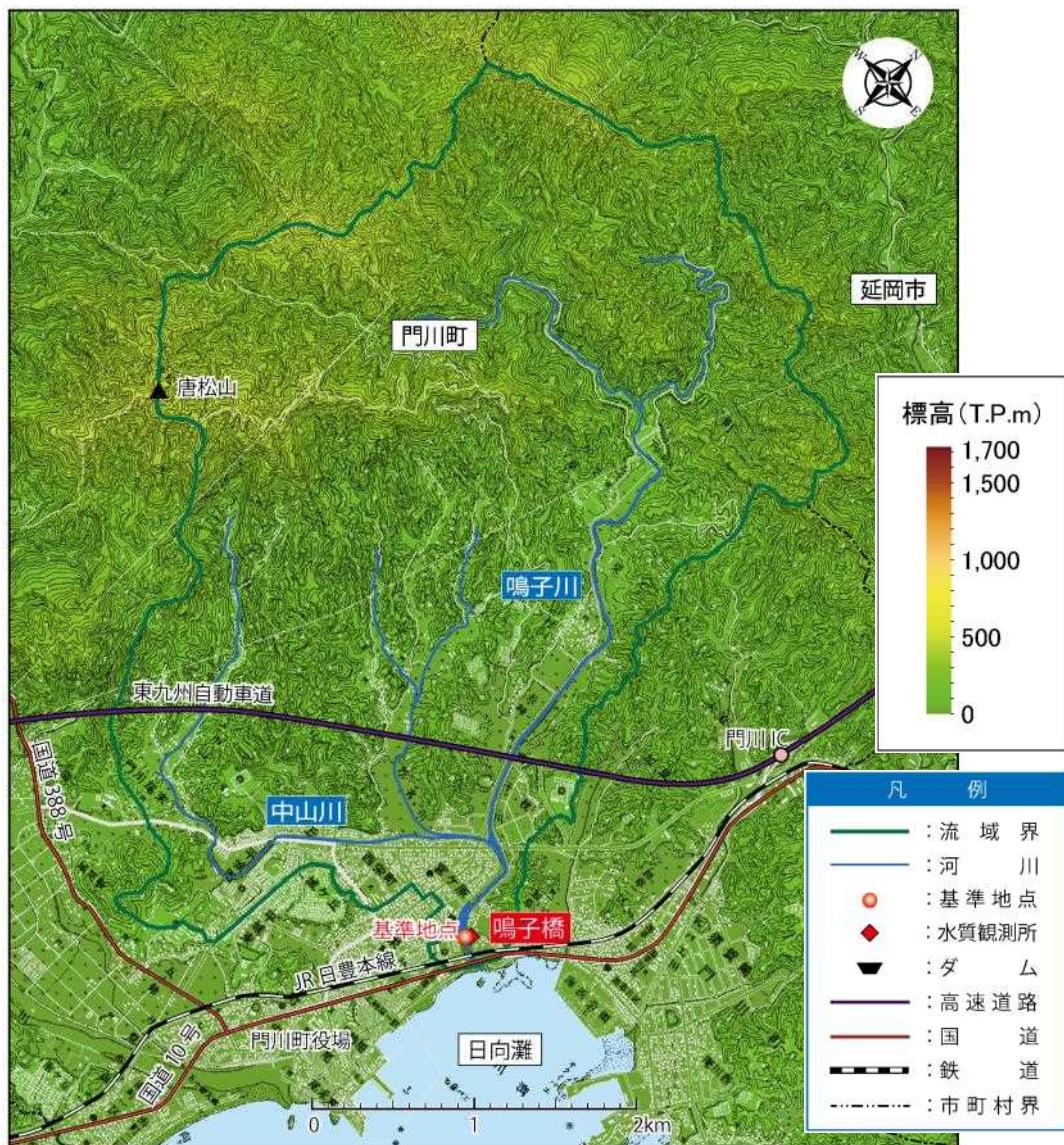


図 1-4 鳴子川における水質観測地点

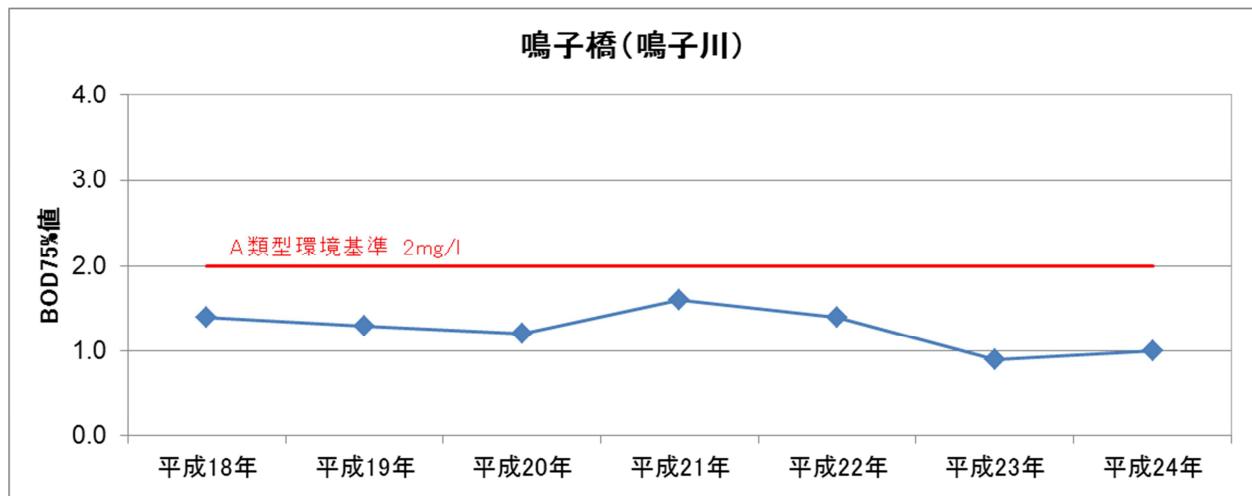


図 1-5 鳴子川における水質 (BOD) の経年変化

1.2 治水の沿革

鳴子川水系では、昭和 41 年度より鳴子川、支川中山川において局部改良事業に着手し、流域沿川の土地区画整理事業発足を契機に、昭和 50 年度より小規模河川改修事業として基準地点鳴子橋における計画高水流量を $290\text{m}^3/\text{sec}$ と定め、支川中山川尾末地点より本川河口までの掘削、築堤等を実施し、平成 11 年度に完了しました。

鳴子川では、事業完了の平成 12 年度以降、河川からの氾濫による床上浸水被害は発生していません。

表 1-2 鳴子川水系における主な洪水被害

西暦	年号	浸水面積 (ha)	被災家屋数(棟)				備 考
			床下	床上	半壊	全壊 流出	
1972	昭和47年	9.0	0	0	0	0	台風20号 (9月)
1987	昭和62年	0.1	3	0	0	0	豪雨 (9月)
2004	平成16年	61.1	4	0	0	0	台風23号 (10月)
2007	平成19年	0.1	1	0	0	0	台風4号 (7月)

※昭和47年以降は、水害統計により各年に発生した被害の合計値(河川からの氾濫による被害)

1.3 利水の沿革

鳴子川の河川水は、古くから農業用水として利用され、流域の人々の生活を支えています。

2. 鳴子川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 洪水対策

鳴子川の治水事業は、昭和 41 年度から河川改修により浸水被害の軽減を図っており、平成 11 年度に事業が完了しました。

事業完了の平成 12 年度以降では、河川からの氾濫による浸水被害は発生しているものの、床上浸水の被害までには至っていません。

鳴子川においては、今後も家屋浸水被害が生じないよう、これまで整備してきた目標流量が流下できる河道を維持していくよう適切に管理していく必要があります。

2.1.2 地震・津波対策

鳴子川が注ぐ日向灘は、日本でも有数の地震・津波の常襲地帯である南海トラフ沿いに位置しており、過去には大小多くの地震・津波に襲われ、被害を受けてきました。国の地震調査委員会が平成 25 年 5 月に発表した長期評価によると、今後 30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起こる確率は 60 ~70% と高く、本県における地震津波対策は喫緊の課題となっています。

このような状況のもと、鳴子川においても大規模地震に対する堤防等河川管理施設の安全性を検証したうえで、必要な対策を実施するとともに、津波による被害防止に向け、樋門等の操作体制の更なる確立等、被災の防止・軽減を図る必要があります。

また、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律※（平成 23 年 12 月 27 日施行）」の枠組み等に基づき、関係機関と連携協力し、ソフト的な対策を進めるとともに、鳴子川に係わる必要な措置を実施し、総合的な被害軽減を図っていく必要があります。

※津波防災地域づくりに関する法律（抄）（第 1 条目的より）

この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防災施設の管理、津波災害警戒区域における計画避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2.1.3 維持管理

河川は自然公物であるため、改修を実施した後も、土砂の堆積等により流れ下能力が低下する場合や、河岸の侵食によって堤防や護岸などの施設の安定性に問題が生じる等、河道内で発生する様々な変化によって改修後の状態を維持できず治水安全度が低下することがあります。さらに堤防や護岸等の施設についても老朽化や劣化によって必要な機能を発揮できなくなる恐れがあります。

そこで、改修後も適切な維持管理やモニタリングを実施するとともに、計画立案の段階から改修後に発生する変化を予想し、改修に反映していくことが必要です。

また、堤防や護岸等の施設についても、定期的な点検と更新によって所定の機能を確保することが望まれます。

2.2 利水、利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

鳴子川においては、水利用に関する渇水被害、水質汚濁等の大きな問題は発生しておらず、また、鳴子川水系を対象とする新規の利水計画も今のところありません。

このため、鳴子川の良好な水利用の現状を保全していくことが今後の課題です。

2.2.2 河川空間の利用

鳴子川では、親水等の利用はあまり多くありませんが、上流や中流には良好な水辺空間があります。また、河口の中洲には鳴子川の由来となった水神様が祀られています。今後は、水神様などの歴史・文化資源や、良好な河川環境を活かして、地域との連携のもとに多くの人々が川にふれあい親しまれる水辺空間の保全・活用に努める必要があります。

2.2.3 河川環境

(1) 河川環境

鳴子川流域は、優れた自然環境が多く見られるとともに、源流から河口まで豊かな表情を持っており、河川の生物相も多様です。

特に河口域では、水際が護岸で固められ河床も比較的平坦となっていますが、干潟や砂礫地等が形成され、底質も砂・礫等の様々な材料で構成された環境にあり、多様な底生動物相をはじめ豊かな生物相を育んでいます。

このように、現状の河川環境は比較的良好な状況にありますが、水際のエコトーンの形成等に留意しながら、今後も現状を維持していく必要があります。

(2) 水質

鳴子川の水質は、概ね良好ですが、一部家庭雑排水の流入などが確認されるため、流域住民や関係機関と連携し改善に努めていく必要があります。今後も、良好な水質を維持していくことが課題です。

なお、水質事故が発生した場合は、関係機関と調整を図り影響の軽減に努める必要があります。

3. 河川整備の目標に関する事項

3.1 河川整備計画における基本理念

本県における河川整備計画の基本理念は、「治水・利水・環境の総合的な整備を促進する」とします。

この理念に基づき、鳴子川水系河川整備計画においては、既往の洪水被害を河川整備により軽減することを主な目的として、流域や河川の現状を十分に把握したうえで、今後想定される土地利用や水利用の将来動向等を十分に踏まえ、関連する他事業との整合を図りつつ、整備に当たっての目標を明確にして、地域の方々や関係機関と連携を図りながら、河川環境に配慮した治水・利水対策を推進するものとします。

また、地域に根ざしたふるさとの川としてつくり育てるため、地元住民や関係機関と意見や情報を交換し、協働作業を通じて、河川景観の形成及び地域の個性にあった川づくりを行うこととします。

さらに、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が危惧される南海トラフを震源とした大規模地震発生時への備えとして、耐震性能を確保した河川管理施設の整備や樋門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立等を早急に行い、津波による甚大な浸水被害の防止・軽減に努めることが求められます。加えて、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進め、総合的な津波対策に取り組む必要があります。

3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の対象とする区間は、鳴子川水系のうち宮崎県知事が管理するすべての区間とします。

表 3-1 河川整備計画対象延長

	指定区間延長 (km)
鳴子川	4.2
支川 中山川	2.0

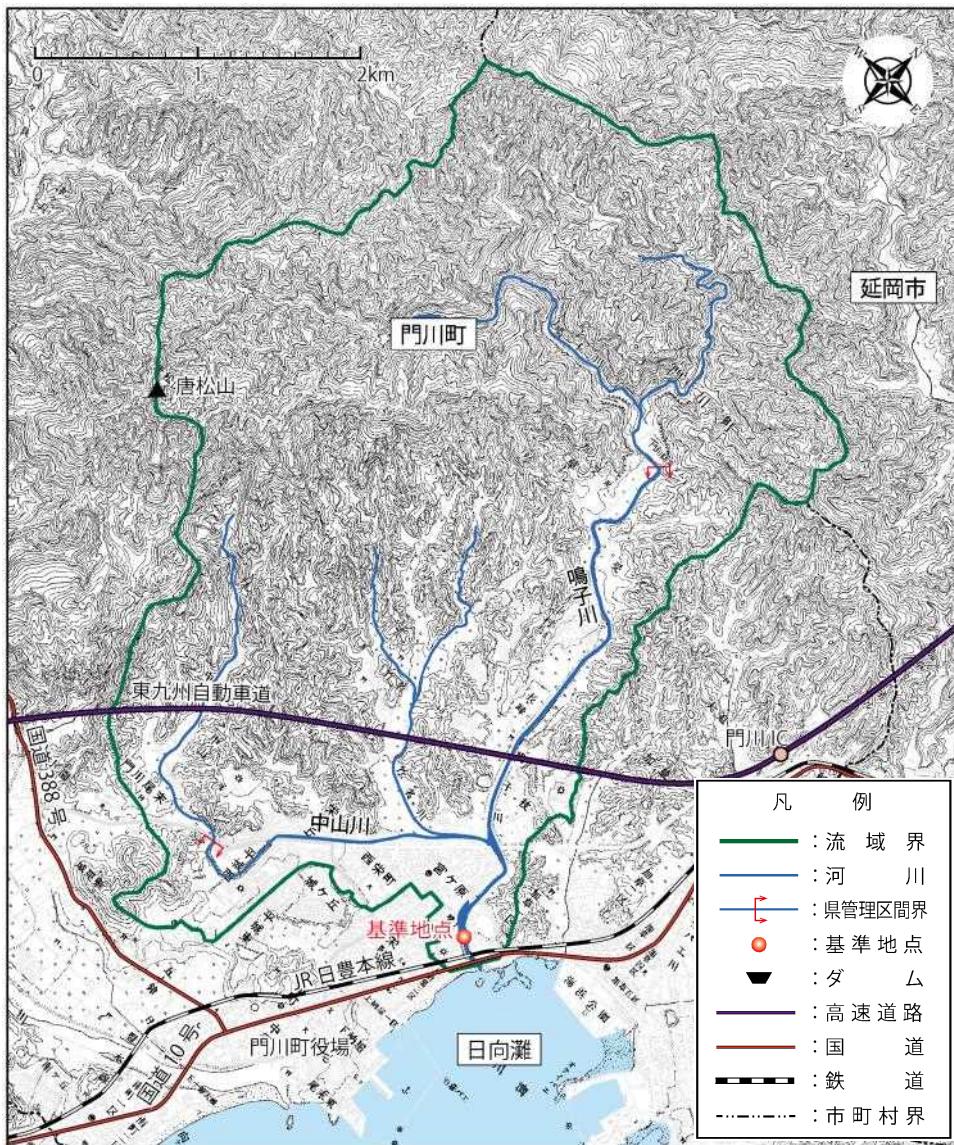


図 3-1 河川整備計画の計画対象区間

3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 20 年とします。

本計画は、現時点の流域の社会経済情勢、自然環境状況、河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

3.4 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

鳴子川については、過去の浸水被害履歴等を総合的に勘案し、これまで整備してきた計画高水流量 $290\text{m}^3/\text{sec}$ （鳴子橋）を整備区間の治水整備目標とし、当該目標流量を安全に流下させる河道を維持するために適切に管理していきます。

また、今後高い確率（70%程度）での発生が予測される南海トラフにおける地震（M8 以上）及びレベル 1 津波に対し、堤防等の河川管理施設に求められる機能の確保に努めます。

さらに、高潮被害が懸念される区間では必要な高潮対策を実施します。

危機管理に関しては、関係機関と地域住民が連携・協力し、水防体制の確立、雨量・水位等の河川情報の地域住民への提供、洪水ハザードマップ作成支援など、被害の防止・軽減を図ります。

また、河川管理施設は定期的に点検を実施し、機能が低下している場合は補修を行い、所定の流下能力が不足している場合は土砂の除去等に努めます。

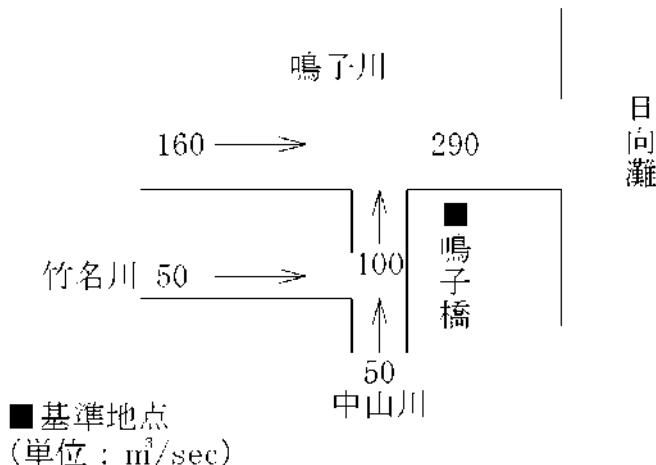


図 3-2 鳴子川における整備計画の対象流量

3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用については、本整備計画の対象区間において、現在適正な取水が行われており、渇水被害は発生しておらず、河川環境等の問題は生じていないことから、この状態を維持するよう努めます。

また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息・生育・繁殖環境の状況等を考慮し、今後、必要の生じた時点で、調査・検討のうえ定めるものとします。

3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

鳴子川流域は、優れた自然環境が多く見られるとともに、源流から河口まで豊かな表情を持っており、河川の生物相も多様です。特に、河口域では、水際が護岸で固められ河床も比較的平坦となっていますが、干潟や砂礫地等の多様な環境のもとで育まれている多様な底生動物相や、鳴子川の由来となった水神様が河道内に祀られ存置されていることが特徴としてあげられます。

そこで、現在の良好な河川環境の整備と保全のため、河川整備に当っては、住民や学識経験者等の意見を聴取し、長期的かつ広域的視点に立ち地域社会と一緒に整備と保全に努めていく必要があります。

また、外来生物の生育・生息が確認されており、今後の増加も懸念されるため、在来種への影響を及ぼさないよう継続的な監視と関係機関との連携した防除対策等が必要です。

河川空間の利用に関しては、流域における多様で豊かな自然環境や歴史・文化・風土など地域特性を踏まえ、地域と連携のもと、人々が川と触れ合い、親しめる水辺空間の保全、活用を目指します。

河川環境の整備と保全に関しては、河川及び流域の特性を十分踏まえ、治水、利水との整合を図りつつ、河川環境として、河川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境やその河川と人との関わりに配慮した整備と保全に努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の実施に関する考え方

(1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本計画の整備目標流量を安全に流下させる対策については、日常の河川維持・管理により、堤防の決壊等による甚大な被害を防止します。

地震・津波対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能照査等を行ったうえで必要な対策を実施するとともに、樋門等の操作体制の更なる確立等を図るほか、関係機関との連携のもとソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

高潮対策については、津波対策とあわせて必要な対策を実施します。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

適正な水利用を維持していくために、取水量等の把握及び指導を継続していきます。また、流水の正常な機能を維持するために河川利用者・関係行政機関・河川管理者等が連携して取り組んでいきます。なお、渇水が生じた場合は、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、その影響の軽減に努めるとともに、関係機関と連携し、水利使用の調整が円滑に行える体制を整備します。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の適正な利用については、地域住民に利用されている河川敷や、水遊び場や釣り場として利用されている河原や湛水域など、人と人、人と自然がふれあう空間について、その親水性が損なわれないよう維持、保全を図ります。

河川環境の整備と保全については、河道内の植生、瀬・淵などが、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場を提供していることから、それらを保全するため、環境の変化の把握などに努めます。

これらの河川整備は、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、また、風土や景観、動植物の多様な生息・生育・繁殖環境を重視し、総合的な視点で順応的に進めます。

さらに、計画・設計、施工、維持管理に関してコスト縮減を図ります。

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要

4.2.1 洪水、津波、高潮等に関する整備

(1) 高潮、地震・津波対策

鳴子川における南海トラフを震源とした地震及びレベル1津波対策は、津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状化対策などのうち、効果の高いものについて実施します。

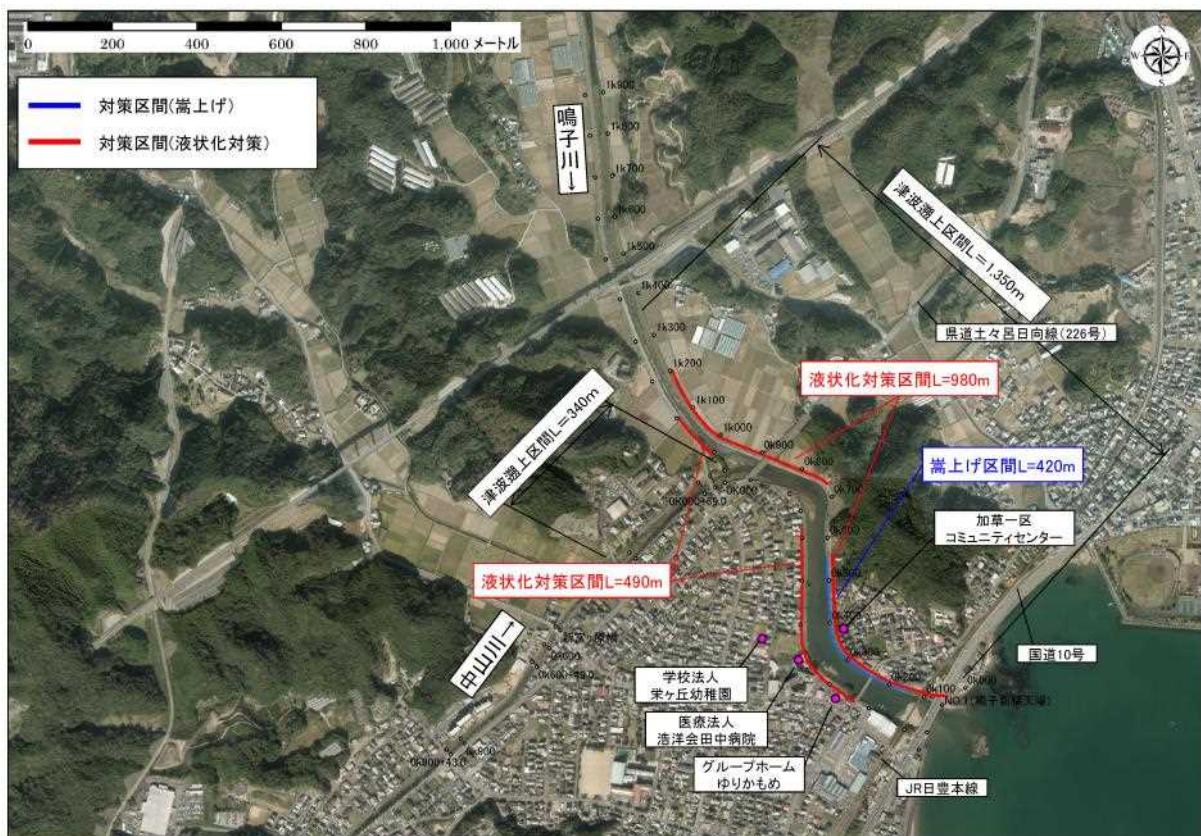


図 4-1 鳴子川施工区間図

※事業実施時の詳細検討により整備延長及び整備内容が異なる場合があります。



- 既設構造物
- 整備対象箇所

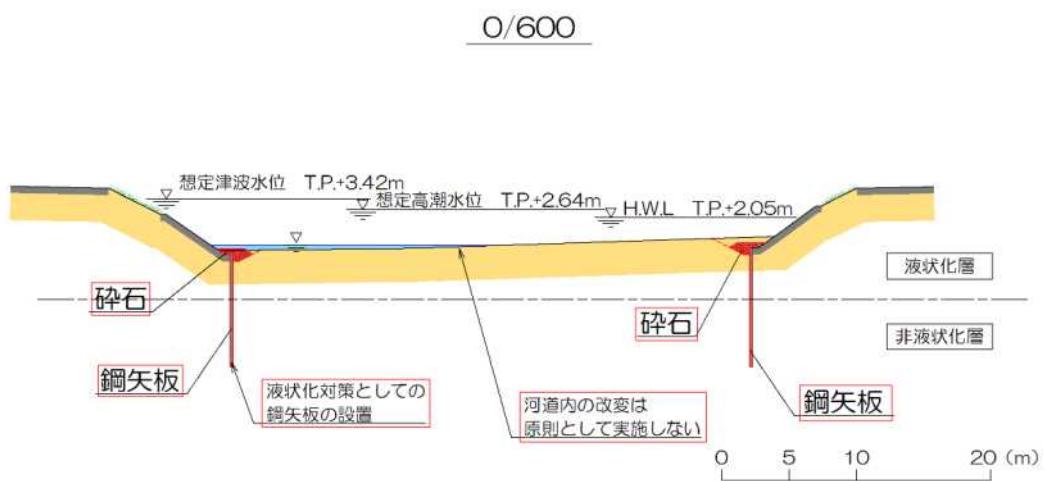


図 4-2 鳴子川河道改修断面図

※事業実施時の詳細検討により整備内容が異なる場合があります。

(2) 局所的な対応

小規模な家屋浸水箇所については、緊急性や優先度を考慮し、被災箇所に応じた局所的な対応を行うことにより、家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。

局所的な対応とは、小規模な家屋浸水箇所の対策として、輪中堤、特殊堤、河道掘削、河道法線形のは是正、被災要因となった構造物の改築など、ネック箇所の解消を行い、流下能力の向上を図ります。

4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

鳴子川において、河川水の利用の現状を維持するとともに、動植物の保護、流水の清潔の保持等の配慮に努めます。

水質改善については、水質の向上を図るため、家庭内でできる負荷削減対策などに関する啓発活動等を関係機関と連携に努めます。

4.2.3 河川環境及び河川の利用の整備と保全及に関する事項

鳴子川の河川環境の整備と保全については、生物の多様な生息・生育環境に配慮した良好な自然環境の保全や、地域住民の川や自然とのふれあいや潤いと安らぎの場としての機能にも配慮していきます。

また、河川改修、河川維持工事を実施する際には、工事中の濁水・土砂の流出防止や動植物の保全措置とそのモニタリングに努め、必要に応じて学識経験者の意見を聴きながら、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりを行います。

河川利用については、今後も水遊びや釣り、散策等、住民の憩いの場として河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して河川維持に努めます。

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4.3.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の維持管理や災害復旧工事の実施にあたっては、治水、利水、環境の視点から調和のとれた川の本来の機能を維持することを目的として、地域の特性を踏まえつつ、関係機関や地域住民と協力して以下の施策を行います。

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水や津波等による災害の発生を防ぐためには、既存の堤防、護岸、樋管等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが重要です。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行ったうえで、機能の低下を防止するための点検、補修を行います。

なお、河川管理施設の機能の低下、及び質的低下の原因としては、洪水等の外力による損壊と経年的な劣化や老朽化によるものがありますが、前者については河川環境に配慮しつつ、速やかに復旧対策を、後者については計画的に補修・改築等の対策を行います。

(2) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視による堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら、しゅんせつ等の維持管理に努めます。

また、河道内に繁茂した植物については、洪水時の流下能力を維持するために必要な場合や、施設の維持管理に支障をきたす場合等に、それらの持つ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら、必要に応じて伐採等を行うなど、適切な管理に努めます。

洪水後の局所洗掘や長期的な河床低下等については、河川巡視等により、回復状況に留意し、適切な管理に努めます。

(3) 洪水時等の管理

計画を上回るような大規模な洪水等の発生が予想される場合又は発生した場合には、宮崎県において組織されている県水防本部を中心として、その被害が最小限となるよう、関係機関と連携して水防管理団体を支援します。

4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川水の利用

河川水の利用については、巡視や監視によりその実態を定期的に把握し、不正な取水等が確認された場合には、関係機関と調整の上、適切な指導を行います。

また、動植物の保護、水利等への影響がないよう、現在の河川の状態を極力維持するものとします。

(2) 河川の水質保全

鳴子川並びにこれに流入する河川及び水路等の水質について、関係機関と連絡調整を密にし、水質汚濁防止法の遵守を呼びかけます。

水質事故が発生した場合は、状況の把握、関係機関への連絡、水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行い、その影響の軽減に努めます。

4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の利用、保全が適正に実施されるよう、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施し情報の把握に努めるとともに、河川区域内の河川利用や河川環境及び景観などに配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適正な管理を行っていきます。

また、地域住民及び関係機関等と連携し、特定外来生物の防除対策にも留意し、良好な河川環境の保全・再生に努めます。

5. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

5.1 河川情報の提供に関する事項

宮崎県総合河川砂防情報システムにより、雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、インターネットや地上デジタル放送などを活用し、関係機関や地域住民へ提供することにより水防活動等を支援し、被害防止・軽減対策を迅速に行います。

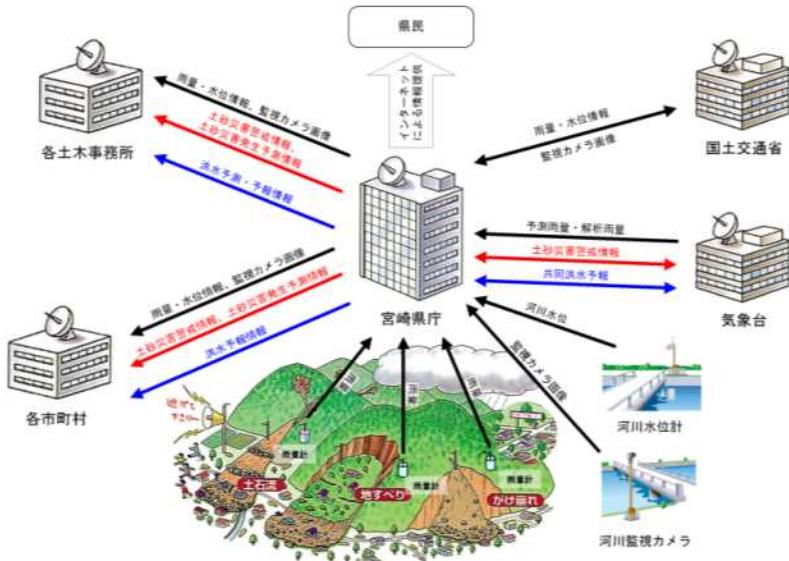


図 5-1 宮崎県総合河川砂防情報システムについて

さらに、関係機関との連携により、市町村が作成した避難経路等を記載した洪水ハザードマップ等の周知を支援し、計画を上回るような大規模な洪水の発生に対して極力被害を防止・軽減するように努めます。また、インターネット等により河川事業の紹介を行う等、河川に関する情報の提供を進め、河川事業の広報に努めます。

5.2 地域や関係機関との連携等に関する事項

洪水被害を防止・軽減するために関係機関と連携し、水防活動を支援します。

また、流域の視点に立った総合的な治水対策を行うため、関係部局との連携を図り、土地の改変に伴う流出量の増加を抑制するよう努めます。

さらに、水質の保全及び更なる向上を図るために、川自体の持つ自然の自浄機能を活かしつつ、流域から発生する生活系や農業系の汚濁負荷を低減するよう関係機関と連携し取り組みます。